# 当座勘定規定

(一般用)

付

小切手用法	•	•	•	•	•	•	•	1	1
約束手形用法	•	•	•	•	•	•	•	1	3
為替手形用法	•	•	•	•	•	•	•	1	5

# 当座勘定規定(一般用)

#### 1. (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充 する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に 準じてその取立手数料をいただきます。

#### 2. (証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

#### 3. (本人振込み)

- (1) 当組合の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当組合で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。 ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支 払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

## 4. (第三者振込み)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、 前記2.と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当組合の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、前記3.と同様に取扱います。

#### 5. (受入証券類の不渡り)

(1) 前記3.によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受けた店舗で返却します。ただし、前記4.の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、前記4.(1)の場合には、本人を通じて返却することもできます。

- (2) 前記(1)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。
- 6. (手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

- 7. (手形、小切手の支払)
- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当組合所定の払戻請求書を使用してください。
- (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受ける ことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求め ることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまで は払戻しを行わないことがあります。
- 8. (手形、小切手用紙)
- (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前記(1)および(2)以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。
- (4) 当座預金から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではない ものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してくださ い。
- (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- (6) 当座預金から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過 した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の 手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める 写しの保存期間を経過した場合には、その限りではありません。

## 9. (支払の範囲)

(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。

- (2) 呈示された手形、小切手等は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払いに充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。
- (3) 手形、小切手等の金額の一部支払はしません。

## 10. (支払の選択)

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

#### 11. (過振り)

- (1) 前記9. (1) にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前記(1)の不足金に対する損害金の割合は年14.6%(年 365 日の日割計算) とし、当組合所定の方法によって計算します。
- (3) 前記(1)により当組合が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、前記(1)の不足金に充当します。
- (4) 前記(1)による不足金、および前記(2)による損害金の支払がない場合には、 当組合は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計 算することができます。
- (5) 前記(1)による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

#### 12. (手数料等の引落し)

- (1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これ に類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からそ の金額を引落すことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をしてください。

#### 13. (支払保証)

小切手の支払保証はしません。

#### 14. (印鑑等の届出)

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑(または署名鑑)は、当組合所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑(または署名鑑)を 前記(1)と同様に届出てください。

## 15. (届出事項の変更)

(1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、 商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、 直ちに書面によって当店に届出てください。

- (2) 前記(1)の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (3) 前記(1)による届出事項の変更がなかったために、当組合からの通知または 送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきとき到達 したものと見做します。

## 16. (印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手、払戻請求書、または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、または諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当組合に画像として送信 されるものを含みます)を、相当の注意をもって前記8.の交付用紙であると認めて 取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じ た損害については、前記(1)と同様とします。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、前記(1)と同様とします。
- 17. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)
- (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものが呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができるものとします。
- (2) 前記(1)の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- 18. (線引小切手の取扱い)
- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- (2) 前記(1)の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。
- 19. (自己取引手形等の取扱い)
- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要と する場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることが できます。
- (2) 前記(1)の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

#### 20. (利息)

当座預金には利息をつけません。

#### 21. (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当組合所定の方法により報告します。

22. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

23. (反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、後記24.(2)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、 その一つにでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

#### 24. (解約)

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、 当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 前記(1)のほか、次の①から③までの一つにでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に 該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしく第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 本人が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合。
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、また は当組合の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為
- (3) 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着したときまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。
- 25. (取引終了後の処理)
- (1) この取引の終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または 引受けられた為替手形であっても、当組合はその支払義務を負いません。
- (2) 前記(1)の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。
- 26. (手形交換所規則による取扱い)
- (1) この取引については、前記1.から25.までのほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、前記7. (1) にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前記(2)の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- 27. (休眠預金等活用法)

当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金 等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動 事由として取り扱います。

- ①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)
- ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
- ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この 預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限ります。)
  - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

- ④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳がなかった場合を除く。) もしくは繰越があったこと。
- 28. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)
- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の うち最も遅い日をいうものとします。
  - ①異動が最後にあった日
  - ②将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるもの については、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります(ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限ります)。
  - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
  - (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
    - ①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初 回満期日)
    - ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
      - (a) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)※ただし、以下の条件による

平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以前に異動事由	当該異動事由が生じた日
が生じた場合の最終異動日	
平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に異動事由	当該事由が生じた期間の
が生じた場合の最終異動日	満期日

- (b) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)。
- (c) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)
  - (i) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - (ii) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

(d) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳がなかった場合を除く。) もしくは繰越があったこと。

平成31年3月10日午前7時以前に異動事由が	当該異動事由が生じた日
生じた場合の最終異動日	
平成31年3月10日午前7時以降に異動事由が	当該事由が生じた期間の
生じた場合の最終異動日	満期日

(e) 当組合が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。(ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限ります)。

#### 29. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、 預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、 テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場 合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

## 30. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後 見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出てください。預金者の 成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場 合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後 見人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選 任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出てください。
- (4) 第1項から第3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- 31. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
- (1) この預金は、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の 定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債 務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっ ているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱 いといたします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手順によるものとします。
  - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順 序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、 当該債務または当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の 保証債務から相殺されるものとします。
  - ②前号の充当の指定がない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することが出来るものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、 その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めに よるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の 取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行の相場を適用するもの とします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することが出来るものとします。

## 32. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更出来るものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

# 小切手用法

- 1.この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に限り使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の 小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。
- 3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名捺印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
  - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
  - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間を詰め、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
  - (4) 金額欄には、前記(2)または(3)に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 5.金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QR コード欄に重なることがないようにしてください。
- 6. 小切手用紙の下辺余白部分 (クリアーバンド) は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記が QR コード欄に重なることがないようにしてください。
- 7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届出てください。
- 8. 小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名捺印(お届け印)のうえ請求してください。
- 9. 自署だけによるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

## ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>			<u>2</u>			<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>		<u>6</u>		7			
<u>漢数字</u>	壹	壱	土	弐	定	<u>貳</u>	<u>貮</u>	参	參	匹	泗	肆	五	<u>伍</u>	<u>六</u>	陸	七	漆	<u>質</u>

<u>8</u>		9		<u>10</u>			100		1	1,000	10,000		
八	捌	<u>九</u>	<u>玖</u>	拾	<u>仕</u>	団	阿	仾	$\overline{+}$	任	阡	<u>万</u>	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体宇)、億

※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えくださ い。

# 約束手形用法

- 1.この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定に限り使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名捺印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
  - (2)金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
  - (3)金額を文字で記入するときは、文字の間を詰め、下表の文字一覧のとおり改ざん しにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入して ください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
  - (4)金額欄には、前記(2)または(3)に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 5.金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QR コード欄に重なることがないようにしてください。
- 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺 (クリアーバンド) などの余白部分は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記が QR コード欄に重なることがないようにしてください。
- 7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届出てください。
- 8. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名捺印(お届け印)のうえ請求してください。
- 9. 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

# ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2			<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>		<u>6</u>		7			
<u>漢数字</u>	壹	壱	+	煮	生	貮	<u>貮</u>	参	參	匹	泗	肆	五	<u>伍</u>	<u>六</u>	陸	七	<u>漆</u>	質

<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>			100		1	1,000	<u>10,000</u>		
<u>八</u>	捌	<u>九</u>	<u>玖</u>	<u>拾</u>	<u>什</u>	団	<u>陌</u>	<u>佰</u>	<u>+</u>	<u>任</u>	<u>阡</u>	<u>万</u>	<u>萬</u>

【その他〉金、円、圓 (円の異体宇)、億 \_

※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えくださ い。

# 為替手形用法

- 1.この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 手形のお振出しにあたっては、支払人(引受人)が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。
- 3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。 住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために 消しにくい筆記具を使用してください。
- 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- 5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
  - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
  - (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間を詰め、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
  - (4) 金額欄には、前記(2)または(3)に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 6.金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QR コード欄に重なることがないようにしてください。
- 7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名捺印には、当店へお届けのご印章を使用してください。
- 8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺 (クリアーバンド) などの余白部分は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記が QR コード欄に重なることがないようにしてください。
- 9. 手形用紙は大切に保管してください。当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、 
  恣難などの事故があったときは、当組合所定の用紙により直ちに届出てください。
- 10. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名捺印(お届け印)のうえ請求してください。
- 11. 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

# ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2			<u>3</u>		<u>4</u>		<u>5</u>		<u>6</u>		7				
漢数字	壹	壱	+	弐	生	貮	貮	参	參	匹	泗	肆	<u>Ŧ.</u>	<u>伍</u>	<u>六</u>	陸	七	<u>漆</u>	質

<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>			100		<u>]</u>	1,000	<u>10,000</u>		
<u>八</u>	捌	<u>九</u>	<u>玖</u>	<u>拾</u>	<u>什</u>	百	阿	佰	<u>+</u>	<u>仟</u>	<u>阡</u>	<u>万</u>	<u>萬</u>

【その他〉金、円、圓 (円の異体宇)、億 \_

※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えくださ い。